

【各福祉サービスの内容について】

目的	サービス名	主な内容	対象
働く	就労移行支援	一般就労したいけれどももう少し力をつけたいという方が、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。2年間の利用期限があります。原則、自力通所です。	18歳以上
	就労継続支援A型（雇用型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶため最低賃金が保障されます。原則、自力通所です。	
	就労継続支援B型（非雇用型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供します。生産活動などを通して、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。活動内容は、事業所によって様々で、工賃にも幅があります。行き帰り送迎有の事業所が多いです。	
日中活動	生活介護	日常的に支援や介護が必要な方の食事、排泄、入浴など、日中の生活を支援します。創作的活動や余暇活動の他、事業所によっては生産活動の機会を提供している事業所もあります。行き帰り送迎有の事業所が多いです。	18歳以上 区分3以上
	自立訓練（機能訓練）	身体に障害のある方が、リハビリや機能回復のための訓練（歩行、手の動き、発声など）を受けることができます。	18歳以上
	自立訓練（生活訓練）	食事、着替え、買い物、家事、コミュニケーションなど、生活能力を高める訓練を受けることができます。	
	放課後等デイサービス	在学中の障害児が学校後や長期休暇中に通う事ができる施設です。生活能力向上のための様々なプログラムが行われています。	18歳未満
	日中一時支援	家族などの介護者の理由（疾病、出産、冠婚葬祭、学校等の公的行事および旅行等）や在宅障害児の放課後対策として、指定施設で一時的（泊を伴わない）に預かります。	18歳未満 18歳以上
住む	施設入所支援	日常生活の支援を受けながら施設で暮らすことができます。	18歳以上 区分4以上
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居です。世話人や生活支援員から日常生活上の支援を受けることができます。	18歳以上
相談・生活サポート	短期入所（ショートステイ）	施設に短期間泊まることができます。	18歳未満 18歳以上
	相談支援事業	障害福祉サービスを利用するための計画の作成を行います。また、利用する事業所を探すお手伝いや利用開始した後の相談などを行います。	
	移動支援	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。	